

Q & A

丹波市薪ストーブ・薪ボイラー設置補助金

1. 補助対象について

区分	Q & A
共通	Q1-1 既設の建物に対象設備の設置工事中ですが、補助の対象となりますか。
	A 交付申請時に設置工事を着工している場合は、補助の対象となりません。工事の着工は、交付決定日（交付決定通知書の通知日）以降に行ってください。
	Q1-2 対象設備付の建物を新築中ですが、補助の対象となりますか。
	A 交付申請時に対象設備に係る設置工事を着工している場合、補助の対象とはなりません。交付決定日以降に、関連の設置工事を開始してください。
	Q1-3 現在薪ストーブを設置していますが、古くなったので買い替えを検討しています。補助の対象になりますか。
	A 交付申請時に設置工事着手前であれば、補助の対象となります。煙突（薪ストーブ本体以外）のみの買い替えや設置は対象となりません。
	Q1-4 1年前に薪ストーブを設置しました。補助の対象になりますか。
	A 新規に設置する場合が補助対象となるので、この場合は対象となりません。
	Q1-5 暖をとるために屋外に薪ストーブの設置を計画しています。補助の対象となりますか。
	A 対象となりません。薪ストーブは屋内に設置して暖房に使う場合に限り補助の対象となります。薪ボイラーについては、ご相談ください。
	Q1-6 補助対象が「市税等の納付 滞納していないこと」とありますが、“市税等”とは何ですか。
	A “市税等”とは次の通りです。 【個人の場合】： 市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税 【法人の場合】： 法人市民税、市県民税（特別徴収）、固定資産税及び軽自動車税
	Q1-7 丹波市産の薪を使用することとありますが、どのように確認するのですか。
	A 薪ストーブ等の使用状況に関するアンケート調査等の際に薪購入に係る領収書等の写しを提出いただく場合があります。
	Q1-8 店舗兼住宅に設置する場合は対象となりますか。
	A 対象となります。住宅部分に設置する場合の条件として、そこに住んでおりかつ住民票の登録がある必要があります。
	Q1-9 インターネット等で購入した薪ストーブを業者に設置してもらう場合、補助対象となりますか。
	A 自身で購入、設置される場合は対象となりません。設置にあたっては建築基準法やその他関係法令（消防法第9条、丹波市火災予防条例第4・5条（ボイラー・ストーブ））を遵守した設置が必要です（要綱第4条）。

区分	Q&A	
個人	Q1-10	対象設備が設置された建売住宅を購入する場合対象となりますか。
	A	要件を満たしていれば、対象となります。補助金申請時に売買契約書及び付属書類（内訳書、見積書等）の添付が必要です。
	Q1-11	単身赴任者です。赴任先に住民票を移していますが、家族が住んでいる丹波市内の家に対象設備を設置した場合、対象となりますか。
	A	対象となりません。丹波市内にお住いの家族の方が申請者となる必要があります。
	Q1-12	市外に住んでいますが、丹波市内の別荘に設置した場合は対象となりますか。
	A	対象となりません。条件として、そこに住んでおりかつ住民票の登録がある必要があります。
	Q1-13	丹波市内への居住予定者（転入）は対象となりますか。
	A	対象となります。実績報告書提出時に、市内（対象設備設置場所）に住所を有することが条件となります。
	Q1-14	親が所有する住宅に住んでいます。私が対象設備を設置しようと思いますが、対象となりますか。
	A	対象となります。この場合、申請時に、住宅の所有者（親）の承諾書を添付してください。
	Q1-15	どの期間に支払った金額が補助の対象となりますか。
	A	年度内（4/1～3/31）の交付決定日から、実績報告書の提出期限までに支払った金額が対象となります。
	Q1-16	契約が割賦による支払（ローン）や立替払い（クレジット）の場合、補助の対象となりますか。
	A	対象となります。その場合、申請者が契約者であることが確認できる契約書（申込書不可）も添付してください。
公共的団体	Q1-17	クレジットカードで支払った場合、補助の対象となりますか。
	A	原則として、申請者名義によるクレジット払いは対象となります。この場合、補助対象となるのは支払った実額となります（ポイントによる割引等がある場合、割引後の金額）。
	Q1-18	市内に店舗を持っており、その建物に薪ストーブ等を設置する予定です。こういった事業所が補助の対象になりますか。
公共的団体	A	丹波市内に事務所等を有する法人又は個人事業者をいいます。（Q2-14参照）
	Q1-19	公共的団体とは、どのような団体ですか。
公共的団体	A	市内に事務所等を有する公共的な活動を営む団体。具体的には、自治組織、特定営利活動法人、医療法人、社会福祉法人等をいいます。詳しくは環境課へお問い合わせください。

区分	Q&A		
公共団体	Q1-20 設置する対象施設は、どのようなものですか。		
	A	次のようなケースを想定しています。	
		自治会	地区公民館、集会所
		自治協議会	交流会館

2. 申請等について

区分	Q&A	
共通	Q2-1 補助金額の算定方法を教えてください。	
	A	対象設備の購入金額に3分の1を乗じて得た額とします。なお、上限は200,000円で、千円未満は切り捨てとなります。 [計算例] 薪ストーブ本体 300,000 円①・・・対象となります。 煙突 300,000 円②・・・対象となります。 ----- 工事費 300,000 円③・・・対象となりません。 運賃 50,000 円④・・・対象となりません。 (①+②) 600,000 円×1/3=200,000 円⑤・・・補助金額
	Q2-2 申請の代行は可能ですか。	
	A	対象設備の販売施工業者が手続きを代行することが可能です。
	Q2-3 申請書類等に押印する印鑑は、認印でよろしいですか。	
	A	押印の見直しにより、署名の場合は印鑑が不要となりました。 なお、法人の場合は記名押印してください。法人以外でも、本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。その場合は認印で結構です。
	Q2-4 書類を間違えた時の訂正はどうすればよいですか。	
	A	署名の場合は、訂正箇所を二重線で消し、消した近くにフルネームをご署名の上書き直してください。 記名押印の場合は、訂正箇所を二重線で消し、申請書と同じ印鑑を押印して書き直してください。※金額部分は訂正不可です。
	Q2-5 「丹波市税等の滞納が無い証明書」はどこで証明を受けるのですか。	
	A	市役所税務課及び各支所で証明を受けることができます。（証明手数料：300 円必要）
Q2-6 市外から丹波市に転入してきましたが、「丹波市税等の滞納が無い証明書」は必要ですか。		
A	必要になります。	

区分	Q&A	
共通	Q2-7	交付決定後に機器の変更が生じたのですが、このまま工事を進めていいですか。
	A	以下の変更等が生じた場合、必ず着手前に「変更等申請書」を提出する必要があります。ただし、補助金額を増額する変更は認められません。 [変更等の申請が必要な場合（例）] ・設置機種の変更 ・補助事業の中止
	Q2-8	申請後、交付決定までどのくらいかかりますか。
	A	交付申請書に不備がなければ、申請書受付日から 14 日以内に交付の可否を通知します。なお、申請書の内容審査は、現地審査も行いますので、あらかじめご了承ください。
	Q2-9	申請時に契約書の写しを提出しますが、内訳に対象設備の設置工事に関する記述がないのですが、よろしいですか。
	A	申請時に添付する契約書の写しには、対象となる設備の設置工事の内容が確認できる必要があります。契約書に記載ない場合は、詳細な内訳が分かる付属書類として内訳書や見積書などを添付してください。
	Q2-10	申請時に提出する設計図はどのようなものを提出すればよいですか。
	A	立面図・平面図をご提出ください。 立面図については、図面上で本体及び各煙突部材の名称が確認できるもの（内訳書・見積書に記載のあるストーブ本体・煙突部材を図面に反映ください）。並びに、本体から天井までの距離が確認出来るもの。 平面図については、本体から前後左右の可燃物（建物の壁も含む）までの距離が確認できるものをご提出ください。
	Q2-11	新築住宅の場合、申請書に記入する住所は現在の住所ですか。
	A	現在の住所を記入してください。ただし、実績報告書提出時には転入・転居することが必要となりますので、提出時までには手続きをしてください。（実績報告時に、転入・転居後の住民票が必要です。）
事業者	Q2-12	住民票はどのような記載内容のものですか。
	A	「氏名、性別、生年月日、住所（転入・転居がある場合は、その履歴も）」が記載されている記載事項証明で結構です。
	Q2-13	住宅が夫婦で共有名義です。配偶者の承諾書が必要ですか。
	A	必要ありません。
公共的団体	Q2-14	補助対象の事業者であることの確認は何をもってされますか。
	A	事業所の登記簿謄本等、市内に事務所があることが分かる書類の提出をお願いします。
公共的団体	Q2-15	補助対象の公共的団体であることの確認は何をもってされますか。
	A	次の書類の提出をお願いします。 ①団体の定款又は規約・会則の写し ②公共的な活動実態が把握できる事業計画書及び事業報告書等

3. 実績報告等について

区分	Q&A
共通	Q3-1 ローンやクレジットで支払った場合、添付書類の振込依頼書等支払い証拠書類の写しはどうしたらよろしいですか。
	A ローンやクレジットの契約の場合、契約会社から販売施工会社への支払いが確認できる振込依頼書等支払い証拠書類の写しと申請者が契約者であることが確認できる契約書の写しが必要です（申込書不可）。
	Q3-1 クレジットカードで支払った場合、添付書類の振込依頼書等支払い証拠書類の写しはどうしたらよろしいですか。
	A クレジット会社から販売施工会社への支払いが確認できる振込依頼書等支払い証拠書類の写しとクレジットカードの利用明細書の写しをご提出ください。
	Q3-3 振込依頼書等支払い証拠書類が建物も合わせた金額のものしかない場合は、どうしたらよろしいですか。
	A 詳細な内訳が分かる付属書類として内訳書や見積書などを添付してください。
	Q3-4 実績報告書等に記載されている「事業完了日」は、どの日付のことですか。
	A 設置工事完了日、工事代金支払日、保証書記載日のいずれかで最も遅い日付のことです。 ※工事代金支払(受領)日…振込日など。 保証書記載日…保証書に記載されている商品引き渡し日など。
	Q3-5 新築住宅のため、申請時と住所が異なります。実績報告書や請求書の住所は、どの住所を記入するのですか。
	A 転入・転居後の現住所を記入してください。
	Q3-6 実績報告後、補助金が振り込まれるまで、どのくらいかかりますか。
	A 実績報告後、審査を行い、適当であると認めた場合は、概ね 1 か月を目安に申請者の指定する本人の口座に振り込みます。通帳記入などにより入金の確認を行ってください。
	Q3-7 実績報告書等の書類提出の期限はいつまでですか。
	A 実績報告書等の書類は、事業完了日から起算して <u>30 日以内に直接</u> 、環境課窓口にご提出ください。(利用の手引き P6 参照) ※事業完了日…Q3-3 参照

4. その他

区分	Q&A
共通	Q4-1 一度設置した設備は、いつまで使用しなければなりませんか。
	A 薪ストーブ、薪ボイラーは、原則6年間は、善良なる管理者の注意をもって保持、管理していただかなければなりません。
	Q4-2 令和7年度以降も補助事業は続きますか。
	A 本補助金制度は、令和9年度まで継続予定です。
	Q4-3 募集の枠はどれくらいあるのですか。
	A 令和7年度の予算額は400万円です。受付は設備区分に関係なく、先着順に内定します。（予算範囲を超えると認められる場合は、予告なく募集を締め切ります。）
	Q4-4 現地調査を行うことがあるのですか。
	A 補助金交付にあたっては、書類審査と現地調査を行います。あらかじめご了承ください。
	Q4-5 薪焚き兼用タイプのボイラーは補助の対象になりますか。
	A 補助の対象にはなりません。薪焚き専用のボイラーは補助の対象となります。